

## 解散（社員総会での決議による場合）の手続きの流れ

特定非営利活動法人は、特定非営利活動の実施を目的として設立された法人です。特定非営利活動法人には「休眠」という制度はありませんので、特定非営利活動を行っておらず、今後も活動の見込みがない法人は、解散を検討してください（法第31条）。

解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了まで存続します（法第31条の4）。

### 解散の流れ

#### 1 社員総会での決議

社員総会（あるいは臨時社員総会）を開催し、解散を決議します。  
決議には総社員数の3/4以上の賛成が必要です。（定款で別に定めている場合を除く。）  
また、清算人も選任します。（通常は理事長が就任します。）  
（なお、残余財産は定款で定めた方法でしか処分できません。）

#### 2 解散登記

法務局で、法人解散と清算人就任に係る登記をします。

- 【必要書類】
- ・ 登記申請書（申請者は清算人）
  - ・ 解散を決議した総会議事録
  - ・ 定款
  - ・ 清算人の印鑑証明書 など

※登記手続きなどの詳細は、法務局にご相談ください。

#### 3 所轄庁への解散届の提出

清算人は、上記2の登記完了後に、所轄庁に解散届を提出します。

- 【必要書類】
- ・ 解散届出書（第8号様式）
  - ・ 清算人就任届出書（第9号様式）
  - ・ 登記事項証明書

※解散した翌年度以降は、事業報告書等の提出は必要ありません。



### 清算の流れ

#### 4 清算

清算人は、下記の清算事務を行います。

- ① 未完業務の完了
- ② 債権の回収及び債務の弁済
- ③ 債権の申し出の公告の官報掲載（申出期間：2か月以上）※4万円程度かかります。  
※官報掲載は官報販売所へ（鹿児島市郡元3丁目1番地9 ☎（099）285-0015）
- ④ 公告で判明した債務の分配
- ⑤ 残余財産の引き渡し（残余財産譲渡認証申請書（第10号様式）を所轄庁へ提出）

#### 5 清算終了登記

法務局で、清算が終了した旨の登記をします。（これにより、法人格が消滅）

- 【必要書類】
- ・ 登記申請書（申請者は清算人）
  - ・ 清算事務報告書（清算が完了したことを示すもの）

※登記手続きなどの詳細は、法務局にご相談ください。

#### 6 所轄庁への清算終了届の提出

清算人は、上記5の登記完了後に、所轄庁に清算終了届を提出します。

- 【必要書類】
- ・ 清算終了書（第11号様式）
  - ・ 登記事項証明書